

議案第 22 号

澁川市長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 3 月 1 日提出

澁川市長 高 木 勉

澁川市長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例

澁川市長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例（平成 21 年澁川市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「第 3 項」を「第 5 項」に改め、「、申請 1 件につき」及び「を、当該申請に係る建築物（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 1 号に規定する建築物をいう。以下同じ。）のうち同時に当該認定又は変更認定を申請する住宅（法第 2 条第 1 項に規定する住宅をいう。以下同じ。）の数（以下「同時申請住宅数」という。）で除して得た額」を削り、同条第 2 項中「建築物」の次に「（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 1 号に規定する建築物をいう。以下同じ。）」を、「1 戸建ての住宅」の次に「（法第 2 条第 1 項に規定する住宅をいう。以下同じ。）」を加え、「、申請 1 件につき」を削り、「を同時申請住宅数で除して得た額に 4, 200 円を加えて得た額」を「に、4, 200 円に当該申請に係る建築物全体の住戸の数を乗じて得た額を加算した額」に改め、同条第 3 項中「、申請 1 件につき」及び「を同時申請住宅数で除して得た額」を削り、同条第 4 項中「、申請 1 件につき」を削り、同条第 5 項中「物」を「もの」に改め、同条第 6 項中「、申請 1 件につき」を削り、「澁川市建築基準法関係手数料条例」を「、澁川市建築基準法関係手数料条例」に改め、「を同時申請住宅数で除して得た額」を削り、同条第 7 項中「の規定による譲受人を決定した場合における」を「又は第 3 項の規定により」に改め、「、申請 1 件につき」を削り、同条第 8 項を削る。

別表第 1 工事の種別の項中「住宅」の次に「又は住戸」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

渋川市長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（手数料の額）</p> <p>第2条 法第5条第1項から第5項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定又は法第8条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定を申請する者（以下「申請者」という。）は_____、別表第1に掲げる区分に応じそれぞれ同表に定める額_____</p> <p>_____の手料を納付しなければならない。</p> <p>2 申請者は、当該申請に係る建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）が共同住宅等（共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅（法第2条第1項に規定する住宅をいう。以下同じ。）以外の住宅をいう。）の場合においては、前項の手料のほか_____、別表第2に掲げる区分に応じそれぞれ同表に定める額に、4、200円に当該申請に係る建築物全体の住戸の数を乗じて得た額を加算した額の手料を納付しなければならない。</p> <p>3 申請者は、当該申請に係る建築物が建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第81条第2項第1号ロに掲げる構造計算により設計されたもの場合においては、前2項の手料のほか_____、別表第3に掲げる区分に応じそれぞれ同表に定める額_____の手料を納付しなければならない。</p> <p>4 申請者は、当該申請に係る建築物が1戸建ての住宅の場合においては、第1項の手料のほか_____、別表第4に掲げる区分に応じそれぞれ同表に定める額の手料を納付しなければならない。</p> <p>5 申請者が、当該申請に係る住宅の構造及び設備が法第2条第4項に規定する長期使用構造等であることを証する図書として市長が認めるものを添えて当該申請をする場合にあつては、前3項の規定は、適用しない。</p> <p>6 申請者は、法第6条第2項の規定により申出を行う場合においては、前各項の手料のほか_____、当該申出に係る建築物について建築基準法第6条第1項の規定により確認を申請する者が、渋川市建築基準</p>	<p>（手数料の額）</p> <p>第2条 法第5条第1項から第3項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定又は法第8条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定を申請する者（以下「申請者」という。）は、申請1件につき、別表第1に掲げる区分に応じそれぞれ同表に定める額を、当該申請に係る建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）のうち同時に当該認定又は変更認定を申請する住宅（法第2条第1項に規定する住宅をいう。以下同じ。）の数（以下「同時申請住宅数」という。）で除して得た額の手料を納付しなければならない。</p> <p>2 申請者は、当該申請に係る建築物_____が共同住宅等（共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅_____以外の住宅をいう。）の場合においては、前項の手料のほか、申請1件につき、別表第2に掲げる区分に応じそれぞれ同表に定める額を同時申請住宅数で除して得た額に4、200円を加えて得た額_____の手料を納付しなければならない。</p> <p>3 申請者は、当該申請に係る建築物が建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第81条第2項第1号ロに掲げる構造計算により設計されたもの場合においては、前2項の手料のほか、申請1件につき、別表第3に掲げる区分に応じそれぞれ同表に定める額を同時申請住宅数で除して得た額の手料を納付しなければならない。</p> <p>4 申請者は、当該申請に係る建築物が1戸建ての住宅の場合においては、第1項の手料のほか、申請1件につき、別表第4に掲げる区分に応じそれぞれ同表に定める額の手料を納付しなければならない。</p> <p>5 申請者が、当該申請に係る住宅の構造及び設備が法第2条第4項に規定する長期使用構造等であることを証する図書として市長が認める物を添えて当該申請をする場合にあつては、前3項の規定は、適用しない。</p> <p>6 申請者は、法第6条第2項の規定により申出を行う場合においては、前各項の手料のほか、申請1件につき、当該申出に係る建築物について建築基準法第6条第1項の規定により確認を申請する者が、渋川市建築基準法</p>

法関係手数料条例（平成18年浜川市条例第265号）の規定により納付することとなる手数料に相当する額_____の手数料を納付しなければならない。

7 法第9条第1項又は第3項の規定により_____長期優良住宅建築等計画の変更の認定を申請する者は_____、12,000円の手数料を納付しなければならない。

別表第1（第2条関係）

工事の種類	建築物全体の住宅又は住戸の数	金額
新築	1戸	18,000円
	2戸以上5戸以下	33,000円
	6戸以上10戸以下	52,000円
	11戸以上25戸以下	92,000円
(略)		

関係手数料条例（平成18年浜川市条例第265号）の規定により納付することとなる手数料に相当する額を同時申請住宅数で除して得た額の手数料を納付しなければならない。

7 法第9条第1項の規定による譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画の変更の認定を申請する者は、申請1件につき、12,000円の手数料を納付しなければならない。

8 第1項から第3項まで及び第6項の規定により算出した額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

別表第1（第2条関係）

工事の種類	建築物全体の住宅の数の数	金額
新築	1戸	18,000円
	2戸以上5戸以下	33,000円
	6戸以上10戸以下	52,000円
	11戸以上25戸以下	92,000円
(略)		